

## 街中(空き家)まちづくりに関する単位士会アンケート集計2018.12

### 建築士会内に、街中(空き家)対策に関する委員会・部会・研究会等の設置

設置している。 3士会  設置していない。 6士会

#### 活動内容

- ・まちづくり委員会内に担当部会長を置いている。(佐賀県)
- ・空き家判定講習、空き家判定士合否判定、空き家判定士連絡協議会事務局等(徳島県)
- ・住まいまちづくり委員会の中に、空き家対策部会を設置している。(奈良県)
- ・街中まちづくり部会の中で取組んでいるが、昨年と今年は特にやっていない。(高岡支部で取組んでいる)、その前には、氷見市のまちづくりの関係で、氷見市で集中的に取組んでいた。(富山県)
- ・特に設置していないが、まちづくり委員会の部会活動として講習会開催などの活動を行う。(兵庫県)
- ・毎年、北海道内の一つのまちにスポットを当てて、まちづくりフォーラムを開催しています。毎年テーマは異なりますが、ほとんどが街中の活性化に関わるものです。そのまちで行われているまちづくり施策や市民団体活動を学び、パネルディスカッションやワークショップにより、そのまちのまちづくりについて考えています。空き家対策に限った活動はできていない状況です。(北海道)

### 空き家対策に関する行政等との協定書の締結等について

締結している。 4士会  締結していない。 5士会

#### 締結先及び締結内容など

- ・前橋市:連携事業として、①所有者等に対する空家等の相談に関する事業②特定空家等の発生を予防するための啓発事業③その他必要な事業(群馬県)
- ・一部支部単位で締結(山形県)
- ・徳島県と空き家対策を含む包括協定を締結、同様の内容の包括協定を徳島市とも締結予定(徳島県)
- ・生駒市、川西町、橿原市と現在、空き家流通や利活用のための協定を締結している。(奈良県)

### 空き家対策に関する専門家団体等の連携について(協議会・プラットフォームなど)

している。 5士会  していない。 4士会

#### 連携先及び連携内容など

- ・岡山県住宅リフォーム推進協議会 (構成団体:(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会、(一社)岡山県建設業協会、(一社)岡山県宅地建物取引業協会、岡山県土木部都市局住宅課 他 全部で10団体で構成(岡山県)  
(目的) 住宅リフォームに関する情報の提供、事業者の資質の向上、相談体制の整備等県内における住宅リフォームに関する課題への取り組みを通じて、消費者が安心して適切な住宅リフォームが行う事の出来る環境整備を図ることを目的とする。
- ・空き家利活用等推進協議会の構成員として、空き家の利活用及び適正管理並びに居住ニーズに適した住まいへの住み替えに関する支援協議・研修(群馬県)
- ・一部支部で連携 宅地建物取引業協会 (山形県)
- ・宅建協会とは既存住宅状況調査等について連携を検討中(徳島県)
- ・不動産、法制、建設、福祉等専門家団体と、プラットフォームを設立して連携している。(奈良県)
- ・県が設置している空き家対策官民連絡協議会に本会から関係団体委員として参加している。また、市町村においても、空き家関係の委員会が設置されているところがいくつもあり、本会からもいくつかの市町村に委員として参加している。(富山県)

### 特定空家等の認定に関して(認定基準の作成・判定支援及び費用)

認定にかかわっている。 4士会  認定にかかわっていない。 5士会

## 特定空家等の認定基準、方法、関わり方など

- ・個人的には市町村の認定基準の作成や特定空家の認定に専門委員として係っている人がいます。私も専門委員になっています。  
(岡山県)
- ・一部自治体との連携 判定会議(山形県)
- ・徳島県住宅供給公社より特定空家対策マニュアルの策定受託(200万円)、マニュアルの内容は、特定空家の判定基準、特措法に基づく手続きなど(徳島県)
- ・行政が作成した認定基準に基づき、現地立会いをして、建築士と視点で意見を具申している。(奈良県)
- ・富山市・魚津市・砺波市・射水市では、認定に関する委員会に本会から委員として参加している。(他、不明) なお、富山市、黒部市、南砺市では市から委託を受けて本会が対象住宅の調査を行なった。(富山県)

## 空き家対策に関する講習会等の開催

開催した。5士会  開催の予定あり。  開催の予定なし。4士会

### 講習会等の内容(講座名・時間)

- ・空き家セミナーと相談会「空き家再生から始まるまちのリノベーション」 セミナー:1時間30分。相談会:1時間30分。  
岡山県住宅リフォーム推進協議会 の事業(岡山県)
- ・空き家の適正管理等に関する相談体制の整備事業(岡山県)  
(内容)市町村空き家相談窓口と連携し、空き家所有者等から空き家等の管理活用等に関する相談を受ける  
平成29年6月6日～平成30年3月23日 ・延べ79日 相談14件。 ・現地派遣による相談 派遣28回
- ・今後、他県の事例を見ながら開催を検討したいと考えている。(佐賀県)
- ・2017年度:空き家判定講習(3日間18時間)、空き家判定士連絡協議会勉強会(2時間×2回)(徳島県)  
2018年度:空き家判定講習(2日間13時間)、空き家判定士連絡協議会勉強会(2時間×1回)(徳島県)
- ・「空き家活用に関する建築士のための研修会」を、10月・11月に実施した。平成31年度の実施予定。(奈良県)
- ・本会でなく支部(高岡)で、空き家の利活用に向けて構造対応やリノベーションについて、何回か講習を行なっています。(富山県)
- ・「空き家活用に関する建築士のための養成講座」、講座開催 2日間で時間10時間45分 第2回目を3月に開催予定(兵庫県)

## その他ご意見

- ・空き家の問題は、歴史的建築物や景観ともリンクしている部分があるので、具体的にどういった活動ができるのか、他の部会とも一緒に検討していく必要があると思います。(佐賀県)
- ・これまで、何度かアンケートにお答えしていますが、結果のフィードバックが余りありません。回答者には是非、結果の概要をお知らせ下さい。(徳島県)
- ・空き家の問題は、多くの関係団体の連携によらないと解決できないものだと思う。空き家の利活用には、店舗、宿泊施設などと共に、医療や福祉部門への利活用も可能性があり、立地も重要である。(奈良県)
- ・空き家問題は、単に建築業界に留まらず今日の日本に差迫った大きな課題と考える。このため、早急に、強権的な法制度を確立して、果敢に対応する必要があると思います。(富山県)
- ・北海道では、空き家を担当する専門の委員会がまだ常設されていません。あくまでも、まちづくり委員会が各部会の窓口になっている状況でして、より突っ込んだ活動に踏込めていない状況です。(北海道)